



ICT を導入した事業者の「運転者」の声



- ☺ 導入前に大変だった日報の作成が楽になった！
- ☺ 効率的に配車されるようになったので、拘束時間が減り家族との時間が増えた！
- ☺ 基準を遵守することで運転も安全になり家族も喜んでいる。
- ☺ 運行管理者とのコミュニケーションが増えて、前より社内の雰囲気良くなった！
- ☺ デジタルタコグラフのデータによる運転技術のランク付けにより、みんなのモチベーションが上がった！
- ☺ 運転者同士で安全運転の話をしたり、危険箇所を共有し合ったりする等、前よりみんなのコミュニケーションが増えた！
- ☺ 制限速度を守ったら身体への負担が減った！
- ☺ 正しい運転を身につけることで安全・安心運転になり、社内はもとより、私生活でも身内や仲間から信頼されている！
- ☺ 会社の運行管理がきちんとしてっていると評判になり、後輩が増えた！
- ☺ 最初は「見られているようで嫌だなあ」と思ったが、意外とすぐ慣れた！
- ☺ 会社が ICT 導入でコストカットできた分（燃費の向上等）、社内の休憩スペースにコストをかけてくれて快適になった！

5. ICT の導入には様々な補助制度の活用を

国土交通省や経済産業省、各協会等では、ICT 導入に対する補助や参考資料の無料配布等、様々な支援を行っていますので、有効に活用しましょう。

5.1 運行管理の高度化に対する支援

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダーについて国土交通大臣が選定した機器の取得にかかる経費に対し一定の補助を行っています。

●補助内容（平成 30 年度実績）

対象機種		対象経費	補助率
デジタル式運行記録計	車載器	車載器本体、メモリーカード（1枚まで）等	1/3（3万円）
	事業所用機器	分析ソフト、読取装置（メモリーカードリーダー等）	1/3（10万円）
映像記録型ドライブレコーダー	車載器	車載器本体、メモリーカード（1枚まで）等	1/3（2万円）
	事業所用機器	分析ソフト、読取装置（メモリーカードリーダー等）	1/3（3万円）

※デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーの一体型等を購入する場合、1台当たりの上限は車載器 5 万円、事業所用機器 13 万円

- (注意) 1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が選定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了（事業完了）したものが対象となります。
 2. 1 申請者あたり 80 万円を限度に、上記補助額による交付を行います。
 3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。
 4. 同一事業において、国が実施する他の補助金は受けられません。

■対象機器

◎デジタル式運行記録計◎

- ・国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計。
 （詳細は国土交通省の自動車総合安全情報のホームページに記載 p.73 参照）

◎映像記録型ドライブレコーダー◎

- ・国土交通大臣が選定した映像記録型ドライブレコーダー。
- ・（貸切バスを除く一般旅客自動車運送事業のみ）車内撮影機能（オプション等の追加により撮影可能になるものを含む）を有すること。

- ・一般貸切旅客自動車運送事業者が備える場合は、「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」（平成 28 年 11 月 17 日国土交通省告示第 1346 号）で定める性能要件に適合していること。（詳細は国土交通省の自動車総合安全情報のホームページに記載 p.73 参照）

5.2 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

国土交通省では、自動車運送事業者が先駆的な機器の導入により、運転者の過労運転を防止し、居眠り運転等を原因とする重大事故を防ぐため、一定要件を満たす次の機器であって国土交通大臣が選定した機器の取得にかかる経費に対し補助を行っています。

●補助内容（平成 30 年度実績）

○補助対象機器

- ①IT を活用した遠隔地における点呼機器
- ②運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
- ③休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
- ④運行中の運行管理機器

○対象経費

上記機器及び付随する機器（情報が記録できる電子媒体等）の導入に係る経費

※パソコン、プリンター、スマートフォン等は補助対象外です。

○補助率

取得に要する経費の 1/2

※但し、機器によっては上限額があります。

- (注意) 1. 申請にあたっては、予め国土交通大臣が選定した機器を導入し取付を行ったうえで支払いまで終了（事業完了）したものが対象となります。
2. 1 申請者あたり 80 万円を限度に、上記補助額による交付を行います。
 3. 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施等にかかる調査を行う場合には、当該調査に全面的にご協力いただきます。
 4. 同一事業において、国が実施する他の補助金は受けられません。

●対象機器

◎国土交通大臣が選定した機器

(詳細は国土交通省の自動車総合安全情報のホームページに記載 p.73 参照)

5.3 生産性向上のための IT 導入にかかる支援

経済産業省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上のため、IT 化を推進しています。

日々業務が発生する経理等のルーティン業務を効率化させる IT ツールや、顧客等の情報を一元管理するようなクラウドシステム等の導入に活用いただけます。（検索キーワード⇒「IT 導入補助金」<https://www.it-hojo.jp/>）

 <p>非・小売</p> <p>定型業務の自動化ツール (RPA) を導入</p>	 <p>宿泊</p> <p>宿泊予約サイト一元管理システムを導入</p>	 <p>接客・介護</p> <p>情報共有・連絡ツールを導入</p>	 <p>運輸</p> <p>車両管理システムを導入</p>
<p>個別のExcelで管理していた受発注管理や在庫管理、売上管理の連携を自動化。各管理帳簿間での転記、転記ミスの修正がなくなり、業務時間削減！</p>	<p>宿泊予約サイトへの情報更新を一元管理！業務時間が削減され、顧客対応への注力が可能に。</p>	<p>帳票・書類作成をIT化。書類作成・提出までの時間が短縮。早番・遅番職員の情報共有も円滑に！</p>	<p>効率的な配車を組むことにより、従業員1人あたりの勤務時間短縮を実現！</p>

（出典：「IT 導入補助金」（一社）サービスデザイン推進協議会）

●補助内容（2019 年度実績）

○ソフトウェア導入関連費等

補助対象：本補助金のホームページに公開されている IT ツール

※ハードウェアは対象外となっています。

○補助対象者

中小企業・小規模事業者等

※IT 導入支援事業者が本補助金で中小企業と小規模事業者等に、IT ツールを提供するため、事務局に登録された IT ベンダー・サービス事業者が登録する IT ツールを導入する必要があります。

○上限額・下限額・補助率

A 類型：40～150 万円未満

B 類型：150～450 万円

補助率：1/2

5.4 トラック輸送における省エネ化推進事業

国土交通省・経済産業省では平成30年度より、荷主との連携を要件に、トラック事業者の車両動態管理システム等の導入に要する経費（設備費）の一部を補助し、当該システムを活用したトラック事業者と荷主との共同による輸送の効率化を実証する事業を開始しました。この補助制度では、トラック事業者の「車両動態管理システムの導入」及び荷主の「予約受付システムの導入」を支援しています。

●補助内容（平成30年度実績）

○補助対象機器

- ①車両動態管理システム（必須機能を有する車載器本体）
- ②予約受付システム

○補助率

- ①車両動態管理システム クラウド型車載器 : 1/2 以内
メモリーカード型車載器 : 1/3 以内
- ②予約受付システム : 1/2 以内、1事業所あたり5千万円

支援制度を活用する場合は、「対象機器」を導入する必要があります。

5.5 各協会支援事業

●（公社）全日本トラック協会

⇒WEB 検索「トラック協会 助成制度」

http://www.jta.or.jp/sub_index/shien.html

●（公社）日本バス協会

⇒WEB 検索「日本バス協会について」

<http://www.bus.or.jp/about/index.html> より、

右側のメニュー「運輸事業復興助成交付金」を選択

5.6 その他参考資料等

●貸切バス事業者のデジタル式運行記録計導入ガイド～国土交通省～

⇒WEB 検索「貸切バス 導入ガイド」

<http://www.mlit.go.jp/common/001179418.pdf>

●荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン ～国土交通省・厚生労働省～

⇒WEB 検索「荷主 取引環境改善 ガイドライン」

<http://www.mlit.go.jp/common/001259787.pdf>

●情報化推進【IT 活用・導入支援及び情報セキュリティ】～全日本トラック協会～

⇒WEB 検索「IT 導入 トラック協会」

http://www.jta.or.jp/sub_index/jyoho.html

●教育・研修用ツールの開発～厚生労働省～

自動車運転者に対する教育・研修用ツール及びツールを用いた改善基準告示等の周知・啓発（厚生労働省委託事業）では、事業場の教育・研修担当の管理者等及び自動車運転者の改善基準告示等の理解を促進することを目的とし、学習教材や管理者等用の教育・研修マニュアル、映像教材等を無料で提供しています。

⇒WEB 検索「自動車運転者に対する教育・研修用ツール及びツール」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088143_00001.html

5.7 補助に関する詳細は国土交通省自動車総合安全情報ホームページに掲載

補助に関する申請受付状況や対象機器に関する最新情報や、詳細な申請方法については、「自動車総合安全情報」のホームページをご参照ください。

⇒WEB 検索：「自動車総合安全情報」

⇒URL : <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/index.html>

●「自動車総合安全情報」のホームページ

国土交通省の「自動車総合安全情報」ページの「事故防止対策支援推進事業」を選択

最新の補助対象機器や申請方法に関する情報を提供

運行管理の高度化に対する支援事業にかかる対象機器概要

◆デジタル式運行記録計			
機器名称(型式)	機器の概要	メーカー(問合せ先)	見本
XP-700型	領収書発行デジタル式運行記録計と領収書発行器が一体となった製品。	岡部メーター製造株式会社 (06-6752-2181)	
XP-900型	デジタル式運行記録計とタクシーメーター、領収書発行器の3つが一体化されたコンパクトな製品。優れたコストパフォーマンスを実現します。	岡部メーター製造株式会社 (06-6752-2181)	
IT-1000型	薄く省スペース設計の運行記録計。GPSと操作10KEY標準装備でASPアプリケーションとの連携で高度な運行情報を管理することが可能です。アルコールチェッカーとの連動も対応。オプションハーネスによりETC等の各種センサーと連動することができます。	日本モビリティシステムズ株式会社 (06-6575-9170)	
デジタルタコグラフを車両に設置し、SDカードを挿入			